平成２７年（フ）第５号
青森県十和田市稲生町22番38号
破産者　今泉　和子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１８７号
盛岡市八幡町12番13号　コーポ八幡103号
破産者　鈴木　由雄
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４５号
盛岡市永井21地割３番地７
破産者　吉田　治人
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８１号
福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地　コーポ長峯１号、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地　コーポ長峯２号
破産者　川島　幹子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地　コーポ長峯１号、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2687番地　コーポ長峯２号
破産者　川島　泰子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
横浜市戸塚区矢部町939番地１
破産者　小林　勝美
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５６号
新潟県三条市中新30番19号、開始決定時の住所新潟市東区牡丹山４丁目14番25号
破産者　齋藤　忠義
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
静岡県駿東郡清水町長沢99番地の１　ベルメゾン黄瀬川305号
破産者　長橋　信子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
兵庫県尼崎市長洲中通１丁目12番53号　辻本文化106号、前住所兵庫県尼崎市長洲本通１丁目９番27号
破産者　スナックマリンこと中安美代子こと　梁　美代子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番25―503号、住民票上の住所大阪市西淀川区福町２丁目31番25号
破産者　井上　重夫
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６８号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―307号
破産者　松本欣珠子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６９号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番20―106号
破産者　木下　　聖
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８０号
香川県高松市上林町529番地１　サンライズＳ―305
破産者　岡部　　保
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０８号
高知市大川筋１丁目７番29号　リヴィエラ大川筋301
破産者　濵口　　牧
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２２号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番９―106号
破産者　小路　冬子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６２号
北九州市小倉北区金田１丁目１番２―710号
破産者　佐々木将人
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３０号
佐賀市大和町大字久池井261番地２　クリサンスＢ207
破産者　小谷内正喜
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
長崎県島原市有明町湯江乙1345番地２、住民票上の住所長崎県島原市有明町湯江甲587番地５
破産者　宮崎　政信
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
熊本市東区尾ノ上２丁目10番23号
破産者　木村　愼也
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係